

---

プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

項目 第 378 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 378 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 9 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

### （質問 3：会計処理に関する質問）

2. スマートフォンゲームのゲーム内課金について確認したいとのコメントへの対応案の記載に賛成する。
3. 自動車販売に関して、車両登録時に顧客が支配を獲得していることを明示すべきとのコメントへの対応案の記載については、契約内容というより企業の判断により収益を認識する時点が変わる可能性があると考えられ、記載を見直す方がよいのではないか。

## 代替的な取扱いに関する検討

### （電気事業及びガス事業における検針日基準）

4. 電気事業及びガス事業において、我が国における検針は、諸外国と異なり、毎月行われ、検針日基準による収益は、会計期間に対応した収益と近い結果になっていると考えられる。現状において見積りと比較すべき実績が判明せず、複雑な収益の見積りを行う便益は限定的であると考えられることから、当面の間は検針日基準を認めることがよいのではないか。
5. 季節によっては、決算日近辺で、使用量が相当程度変動することも考えられ、検針日基準の適用については、重要性を考慮することも考えられるのではないか。

### （消費税等の税込処理）

6. 特段の対応を行わないという案と、重要性がないと考えられるため税込方式の継続を容認するという案は、両者とも、一般的な重要性に基づいた判断結果と同じ結果となるのではないか。

**(自社ポイントの会計処理)**

7. 重要性に乏しいポイントの付与に関する記載がわかりづらいため、記載を見直すことが考えられる。

**(その他)**

8. 審議の結果、追加しなかった項目については、結論の背景又はコメント対応表において説明すべきであると考えられる。

**設例に関する検討**

**([設例 32]有償支給取引)**

9. 設例を設けることにより、買戻すことに焦点が置かれているわけではなく、生産プロセスの最適化等の一環として行われる有償支給取引にまで、画一的な会計処理が求められる可能性があることが懸念される。特に、品質管理や採算性の観点から有償支給を行っており、多段階の製造プロセスを経て形態が大きく異なる取引の場合、一律に買戻契約としての会計処理を要求することは適当でないと考えられる。
10. 有償支給取引については、契約に条件が明示されているものもあれば、業界特有の取引慣行によるものなど、多様な形態があり、買戻契約に該当するか否かは企業による判断が必要であると考えられるが、実務における企業による判断に資する一定のガイダンスが必要ではないか。

**(設例の追加：ポイント付与)**

11. 連結グループ内にポイントの運営会社と発行会社が存在するケースについて、個別財務諸表と連結財務諸表における相違は、経済実態が異なるためではなく、会計主体が異なるためではないか。

**可能性の閾値の表現に関する検討**

**(対価の回収可能性の閾値の表現)**

12. 「可能性が過半である」という表現について、他の会計基準で使用されている表現であるか確認したうえで、表現を見直すことが考えられる。

以 上